

補章 経営革新のための中小企業施策

(中小企業庁「中小企業施策利用ガイドブック」平成15年度版より)

1. 中小企業経営革新支援法
2. 新事業創出促進法
3. 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（創造法）

中小企業庁 ホームページ

<http://www.chusyo.meti.go.jp/>

1. 中小企業経営革新支援法に基づく支援

■対象となる方

中小企業者、組合等

■本法の内容

〈支援の内容〉

この法律は、中小企業が今日的な経営課題に即応するために行う経営革新を全業種にわたり幅広く支援するものです。「経営革新」とは、以下の類型に分類されます。

- ・新商品の開発又は生産
- ・新役務の開発又は生産
- ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

〈数値目標の設定〉

事業者の作成する「経営革新計画」には、経営革新に関する事業内容のほかに「経営の相当程度の向上」を示す経営目標が必要です。指標は付加価値額を用い、その算出は営業利益、人件費及び減価償却費の合計額を使用します。

支援を受けるために必要な経営目標として、付加価値額が5年計画の場合は15%以上、4年計画の場合は12%以上、3年計画の場合は9%以上伸びる計画を作ることが必要です。

■支援の内容

「経営革新計画」の承認を受けた希望者に対しては、以下の支援策が用意されています。なお、各支援策の利用を希望する場合には、都道府県知事による計画承認に加え、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認を受ける必要があります。

- ・中小企業経営革新支援対策費補助金制度
- ・政府系金融機関による低利融資制度
- ・課税の特例
- ・高度化融資制度
- ・信用保証の特例
- ・中小企業投資育成株式会社の特例
- ・新規・成長分野雇用創出特別奨励金

「雇用対策臨時特例法」により、45歳以上の労働者を新たに1人以上雇い入れる場合に、中小企業労働力確保法の認定を受けることにより、45歳未満も含め新規雇い入れ労働者の

賃金等を助成

- ・小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
- ・新規事業開拓促進出資事業

■手続きの流れ

- 〈1〉 行政庁（都道府県又は国）に対し、作成した経営革新計画を申請してください。
- 〈2〉 計画内容の審査後、承認の場合、事業者に承認書が交付されます。

■問い合わせ先

- ・ 中小企業庁経営支援部経営支援課 Tel：03-3501-1763
- ・ 各経済産業局担当部局及び各都道府県商工部局

2. 新事業創出促進法に基づく支援

■法律の目的

わが国に蓄積された産業資源を活用しつつ、新たな事業の創出を促進するため、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業を直接支援するとともに新事業分野開拓により株式公開を目指す企業を支援します。また、中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進するための措置を講じ、併せて地域の産業資源を有効に活用して地域産業の自立的発展を促す事業環境を整備する措置を講じることにより、活力ある経済社会を構築していくことを目的としています。

■法律に基づく支援措置及び事業

(1) 創業等の促進

・創業者に対する支援

- 〈1〉最低資本金規模の特例（新事業創出促進法第二条第二項第三号に掲げる「創業者」である旨の経済産業大臣の「確認」を受けて頂くことが必要となります）
- 〈2〉中小企業総合事業団による新事業開拓助成金の交付
- 〈3〉新規事業投資株式会社による出資制度
- 〈4〉中小企業金融公庫の成長新事業育成特別融資制度

(2) 新事業分野開拓の促進

・新事業分野開拓を実施する認定事業者に対する支援

- 〈1〉信用保証協会の保証制度にかかる付保限度額の別枠創設または拡充
- 〈2〉産業基盤整備基金による債務保証制度（信用保証協会の保証枠を既に全額使用するなど、信用保証協会の信用保証制度では、資金調達が困難な場合に限りです）
- 〈3〉新規事業投資育成株式会社による出資制度

(3) 中小企業技術革新制度（SBIR）

・特定補助金等の交付による技術開発支援

国や特殊法人が研究開発予算の中から新事業の創出につながる新技術の開発のための補助金・委託費等（特定補助金等）を交付し、調査段階から研究開発段階まで、技術開発を幅広く支援します。

・特定補助金等により行った研究開発成果の事業化の支援

特定補助金等の交付を受けた中小企業者等の研究開発成果の事業化を支援するため次の

特例措置を講じます。

〈1〉 中小企業信用保険法の特例

【新事業開拓保険制度の債務保証枠の拡大】

		一般中小企業者	特定補助金等の交付を受けた中小企業者
信用保証限度額	企 業	2 億円	→ 3 億円
	組 合	4 億円	→ 6 億円
うち無担保枠		5 千万円	→ 7 千万円
うち無担保・第三者保証人不要枠			2 千万円

〈2〉 中小企業投資育成株式会社法の特例

資本の額が 3 億円を超える株式会社を設立する場合等についても中小企業投資育成会社の投資対象として可能

〈3〉 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

小規模企業設備資金制度の貸付割合の拡充（2 分の 1 → 3 分の 2）

〈4〉 革新技術導入促進資金制度の活用

中小企業金融公庫にて以下の貸付制度が活用できます。

- ・ 用途：長期設備資金及び長期運転資金
- ・ 限度：直接貸付 7 億 2 千万（うち運転資金は 2 億 5 千万）
代理貸付 一般貸付のほか、1 億 2 千万
- ・ 利率：基準金利（用地費を除く設備資金については、2 億 7 千万を限度として特別利率を適用）
- ・ 期間：15 年以内（長期運転資金 7 年以内）
- ・ 据置：2 年以内

（4） 地域産業資源を活用した事業環境の整備

- ・ 地域における新事業創出の総合的な支援体制の整備

地域における新事業の創出を図るため、都道府県等が主体となって既存の新事業支援機関（テクノポリス財団、中小企業振興公社等）、が相互に連携し、研究開発から事業化までの一貫した総合的な支援を行うための体制（新事業創出支援体制）を整備します。

■問い合わせ先

各経済産業局または各都道府県等

(1) 創業等の促進について

〈1〉 中小企業総合事業団 Tel：03-3433-8811（代表）

〈2〉 (社) 全国信用保証協会連合会 Tel：03-3271-7201（代表）

各都道府県等の信用保証協会

(2) 新事業分野開拓の促進について

経済産業省新規産業室 Tel：03-3501-1569

(3) 中小企業技術革新制度について

中小企業庁技術課 Tel：03-3501-1816

(4) 地域産業資源を活用した事業環境の整備について

経済産業省立地環境整備課 Tel：03-3501-0645

3. 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（創造法）に基づく支援

■対象となる方

中小企業者、組合等及びこれから創業しようとする個人

■創造法の概要

創造法は、創業や研究開発・事業化を通じて、新製品・サービス等を生み出そうとする取組を行う中小企業者等を支援するための法律です。

■支援の内容

- (1) 地域活性化創造技術研究開発事業
- (2) 債務保証制度（新事業開拓保険制度の特例）
- (3) ベンチャー財団等を通じた直接金融支援
- (4) 課税の特例
 - 〈1〉設備投資減税
 - 〈2〉欠損金の繰越期間の延長
 - 〈3〉地方税の特例
- (5) 低利融資制度
 - 〈1〉新事業育成等融資（革新技術導入促進資金）
 - 〈2〉新規開業・女性・中高年起業家貸付（新規開業支援資金）
 - 〈3〉異業種交流促進特別貸付
- (6) 中小企業投資育成株式会社の投資制度
- (7) 中小企業総合事業団高度化融資制度
- (8) エンジェル税制
- (9) 新規・成長分野雇用創出特別奨励金
 - 〈1〉新規・成長分野雇用奨励金
 - 〈2〉新規・成長分野能力開発奨励金
- (10) 小規模企業設備資金制度

* 上記の支援策の利用を希望する場合には、都道府県知事による計画認定に加え、個別の支援策ごとに支援機関の審査や認証を受ける必要があります。

■認定手続きの流れ

- 〈1〉 研究開発等事業計画の認定申請書作成
- 〈2〉 各都道府県担当部局への申請書の提出
- 〈3〉 各都道府県担当部局による調査・審査
- 〈4〉 各都道府県知事の認定

■問い合わせ先

各都道府県